

平成25年度 第1回

岐阜県後期高齢者医療広域連合運営懇話会

会議資料

平成26年1月29日

1、平成26年度及び27年度の後期高齢者医療保険料率の改定について

1、平成26年度及び27年度の後期高齢者医療保険料率の改定について

(1) 保険料率の改定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の動向や制度改正を踏まえ、2年ごとに見直しを行います。このため、平成26年度及び平成27年度における医療費等を推計し、保険料率の改定を行います。

(2) 被保険者数の実績及び推計について

平成26・27年度の被保険者数は、平成24・25年度に対し、4.1%増加する見込みです。

<推計方法>

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者数	235,273人	242,050人	248,876人	255,573人	261,957人	267,088人	271,602人	279,362人
対前年度伸び率	-	2.9%	2.8%	2.7%	2.5%	2.0%	1.7%	2.9%

各市町村の住民基本台帳情報や、毎月の異動状況（転入転出、死亡等）の実績を勘案し推計しています。

(3) 医療給付費の実績及び推計について

平成26・27年度の一人当たり医療給付費は、平成24・25年度に対し、3.4%増加する見込みです。

<推計方法>

区 分	平成20年度 (11月)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一人当たり医療給付費	646,940円	731,749円	752,250円	770,028円	769,989円	785,793円	796,514円	812,413円
対前年度伸び率	-	13.1% (3.7%)	2.8%	2.4%	-0.0%	2.1%	1.4%	2.0%
医療給付費総額	152,207,486千円	177,119,774千円	187,216,951千円	196,798,276千円	201,704,091千円	209,875,994千円	216,334,908千円	226,957,434千円
対前年度伸び率	-	16.4% (6.7%)	5.7%	5.1%	2.5%	4.1%	3.1%	4.9%

平成20年度から平成25年度の毎月の医療給付費の動向及び診療報酬改定率を踏まえ、推計しています。

※平成20年度は、11ヶ月間のため、平成21年度の伸び率は高くなっています。このため（ ）内は、平成20年度を12月とした場合の伸び率を記載しています。

(4) 被保険者の所得の伸び率について

平成26・27年度の一人当たり所得額は、平成24・25年度に対し、0.9%減少する見込みです。

<推計方法>

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一人当たり総所得額	634,793円	619,555円	605,165円	601,998円	599,740円	602,813円	601,005円	591,209円
対前年度伸び率	-	-2.4%	-2.3%	-0.5%	-0.4%	0.5%	-0.3%	-1.6%

平成20年度から平成25年度の「後期高齢者医療制度被保険者実態調査票」における総所得金額等の状況調査をもとに、年金の平成25年12月支払い分からの支給額改定についても加味し、推計しています。

(5) 制度改正について

第4期財政運営期間では、後期高齢者負担率及び保険料の賦課限度額が次のとおり改正されます。

区 分	第1期財政運営期間		第2期財政運営期間		第3期財政運営期間		第4期財政運営期間	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
後期高齢者負担率	10.00%		10.26%		10.51%		10.73%	
賦課限度額	50万円		50万円		55万円		57万円	
診療報酬改定率	-0.82%		0.19%		0.004%		0.10%	

後期高齢者負担率：後期高齢者の保険料が医療給付費に占める割合

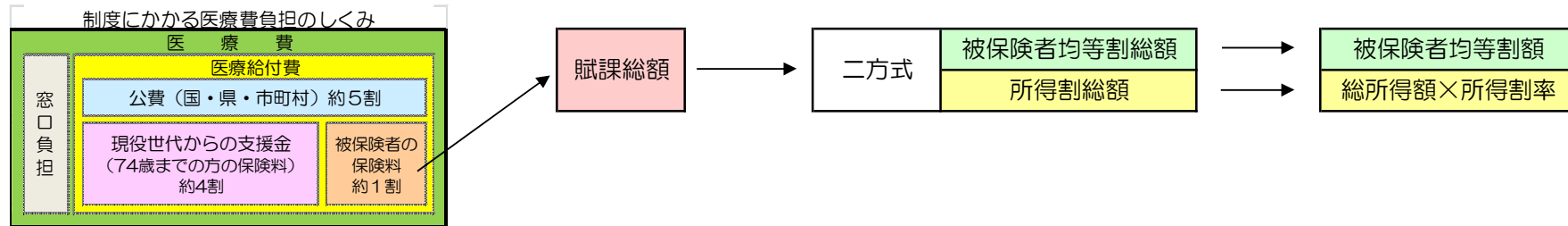
賦課限度額：所得により保険料は計算されますが、賦課限度額が保険料額の上限度額となります。

診療報酬改定率：診療報酬を定める根拠となる改定率で、2年ごとに見直されます。

- 均等割保険料の2割軽減及び5割軽減の対象者が拡大されます。

(6) 保険料算定のしくみについて

後期高齢者医療にかかる費用のうち、患者負担や公費負担等でまかなわれない部分が保険料必要額となり、賦課総額が決まります。この賦課総額を被保険者均等割と所得割の二方式により賦課し、各被保険者の均等割額及び所得割率が決まります。



(7) 第4期財政運営期間における保険料の増加抑制について

第4期財政運営期間の保険料率の算定においては、前記(3)のとおり一人当たり医療給付費が、増加の傾向にあり後期高齢者負担率も上昇することから、何ら保険料の増加抑制策を講じない場合、第3期より一人当たり軽減後保険料額は、7.8%の増加が見込まれます。また、平成25年度に生じると見込まれる剰余金の全額繰入れを行っても、2.4%の増加が見込まれます。

このため、第4期においても、保険料の急激な増加を避けるため、剰余金の全額繰入れ及び岐阜県から交付される財政安定化基金交付金により、一人当たり軽減後保険料額の増加を抑制することとしています。

区 分	第1期財政運営期間		第2期財政運営期間		第3期財政運営期間		第4期財政運営期間(案)	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
前年度剰余金繰入額	0円		2,659百万円		2,375百万円		2,250百万円	
財政安定化基金交付金	0円		424百万円		660百万円		660百万円	

(8) 第4期財政運営期間における保険料率の改定について

第4期財政運営期間においては、(7)のとおり保険料の増加を抑制することにより、保険料率は、均等割額4,840円、所得割率7.99%となり、一人当たり軽減後保険料額は、第3期と比べ0.8%の増加にとどめることとしています。

区 分	第1期財政運営期間		第2期財政運営期間		第3期財政運営期間		第4期財政運営期間（案）	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
均等割額	39,310円		39,310円		40,670円		41,840円	
所得割率	7.39%		7.39%		7.83%		7.99%	

○一人当たり軽減後保険料額の比較

	第3期	第4期（案）	比較
一人当たり軽減後保険料額	56,672円	57,135円	463円

(9) 第4期財政運営期間における保険料算定の詳細について

①費用及び収入の見込み（試算）

I 費用の額		
医療給付費		443,292,342千円
審査支払手数料		1,184,175千円
葬祭費		1,700,000千円
財政安定化基金拠出金		192,295千円
特別高額医療費共同事業拠出金		80,942千円
保健事業費		1,183,801千円
費用合計		447,633,555千円

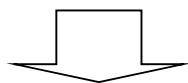
II 収入の額		
市町村	負担金	35,279,416千円
	保健事業補助金	474,920千円
国	負担金（定率分）	105,838,249千円
	負担金（高額医療費分）	1,623,556千円
	普通調整交付金	37,695,589千円
	保健事業補助金	233,962千円
県	負担金（定率分）	35,279,416千円
	負担金（高額医療費分）	1,623,556千円
後期高齢者交付金（支払基金）		183,536,056千円
特別高額医療費共同事業交付金		80,942千円
その他の収入		576,365千円
収入合計		402,242,027千円

(※千円単位で端数処理をしているため、合計とイコールにならない場合があります。)

III		
前年度剰余金繰入額		2,250,000千円
財政安定化基金交付金		660,000千円
保険料抑制財源合計		2,910,000千円

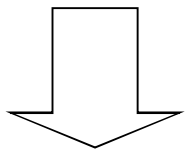
②保険料率の算出方法（試算）

保険料収納必要額 IV (I - II - III)	42,481,528千円
-------------------------------	--------------



V 予定保険料収納率 99.52%

保険料賦課総額 VI (IV ÷ V)	42,686,423千円
------------------------	--------------



賦課割合

均等割	54%
所得割	46%

均等割賦課総額	23,052,334千円
所得割賦課総額	19,634,089千円

●平成26・27年度の述べ被保険者数 推計
550,964人

●均等割額（案） 41,840円

●所得割率（案） 7.99%

(10) 後期高齢者医療保険料の比較について（試算）

【現行】年金収入のみの方の年間保険料

《単身世帯の場合》 (円)

年金収入額	均等割額 A	所得割額 B	保険料 A+B	軽減割合
80万	4,067	0	4,000	均等割 9 割軽減
120万	6,100	0	6,100	均等割 8.5 割軽減
160万	6,100	2,740	8,800	均等割 8.5 割軽減 所得割 5 割軽減
180万	32,536	10,570	43,100	均等割 2 割軽減 所得割 5 割軽減
200万	32,536	18,400	50,900	均等割 2 割軽減 所得割 5 割軽減
210万	40,670	22,315	62,900	均等割軽減なし 所得割 5 割軽減
220万	40,670	52,461	93,100	軽減なし
250万	40,670	75,951	116,600	軽減なし
300万	40,670	115,101	155,700	軽減なし

《2人世帯でともに75歳以上、
妻の年金収入が79万円（所得0円）の場合》
（妻は所得割がかかりません。） (円)

夫の年金収入額	夫保険料	妻保険料	夫+妻保険料	軽減割合
80万	4,000	4,000	8,000	均等割 9 割軽減
120万	6,100	6,100	12,200	均等割 8.5 割軽減
160万	8,800	6,100	14,900	均等割 8.5 割軽減 所得割 5 割軽減
180万	30,900	20,300	51,200	均等割 5 割軽減 所得割 5 割軽減
200万	50,900	32,500	83,400	均等割 2 割軽減 所得割 5 割軽減
210万	54,800	32,500	87,300	均等割 2 割軽減 所得割 5 割軽減
220万	84,900	32,500	117,400	均等割 2 割軽減 所得割軽減なし
250万	116,600	40,600	157,200	軽減なし
300万	155,700	40,600	196,300	軽減なし

※保険料は100円未満切捨てます。

【改定案】年金収入のみの方の年間保険料

《単身世帯の場合》 (円)

年金収入額	均等割額 A	所得割額 B	保険料 A+B	軽減割合	比較
80万	4,184	0	4,100	均等割 9 割軽減	100
120万	6,276	0	6,200	均等割 8.5 割軽減	100
160万	6,276	2,796	9,000	均等割 8.5 割軽減 所得割 5 割軽減	200
180万	20,920	10,786	31,700	均等割 5 割軽減 所得割 5 割軽減	-11,400
200万	33,472	18,776	52,200	均等割 2 割軽減 所得割 5 割軽減	1,300
210万	33,472	22,771	56,200	均等割 2 割軽減 所得割 5 割軽減	-6,700
220万	41,840	53,533	95,300	軽減なし	2,200
250万	41,840	77,503	119,300	軽減なし	2,700
300万	41,840	117,453	159,200	軽減なし	3,500

《2人世帯でともに75歳以上、
妻の年金収入が79万円（所得0円）の場合》
（妻は所得割がかかりません。） (円)

夫の年金収入額	夫保険料	妻保険料	夫+妻保険料	軽減割合	比較
80万	4,100	4,100	8,200	均等割 9 割軽減	200
120万	6,200	6,200	12,400	均等割 8.5 割軽減	200
160万	9,000	6,200	15,200	均等割 8.5 割軽減 所得割 5 割軽減	300
180万	31,700	20,900	52,600	均等割 5 割軽減 所得割 5 割軽減	1,400
200万	39,600	20,900	60,500	均等割 5 割軽減 所得割 5 割軽減	-22,900
210万	43,600	20,900	64,500	均等割 5 割軽減 所得割 5 割軽減	-22,800
220万	87,000	33,400	120,400	均等割 2 割軽減 所得割軽減なし	3,000
250万	110,900	33,400	144,300	均等割 2 割軽減 所得割軽減なし	-12,900
300万	159,200	41,800	201,000	軽減なし	4,700

※保険料は100円未満切り捨てます。

後期高齢者医療制度の保険料軽減対象の拡大

○ 後期高齢者に対する保険料軽減の対象を拡大する。(世帯の所得で判定)※【】内は夫婦世帯、妻の年金収入80万円以下の夫の例

① 2割軽減の拡大… 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。(対象者約50万人)

(現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 【年金収入 238万円以下】

(改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 【年金収入 258万円以下】

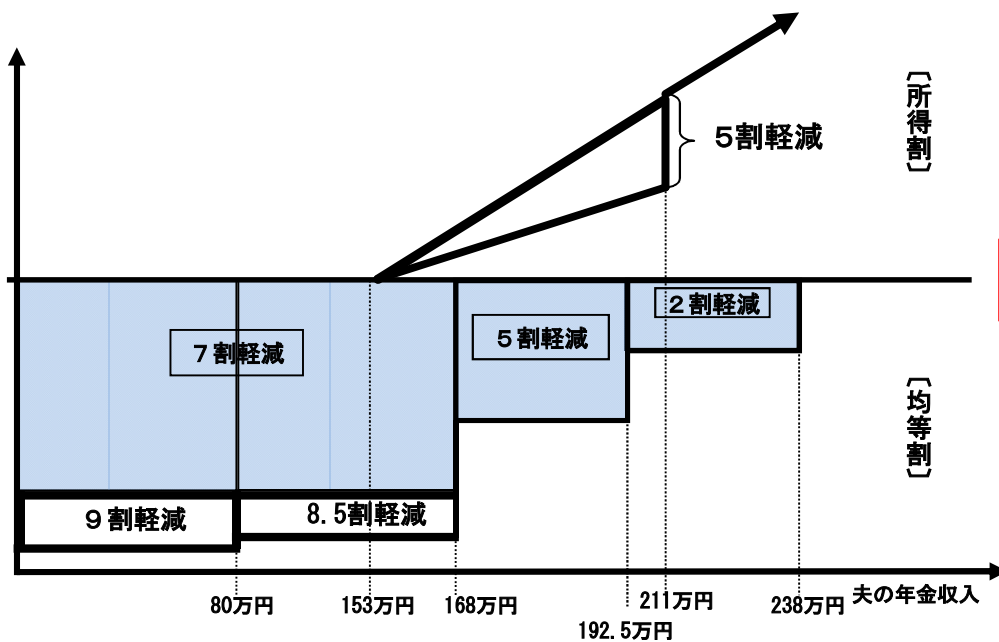
② 5割軽減の拡大… 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。(対象者約60万人)

(現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主) 【年金収入 192.5万円以下】

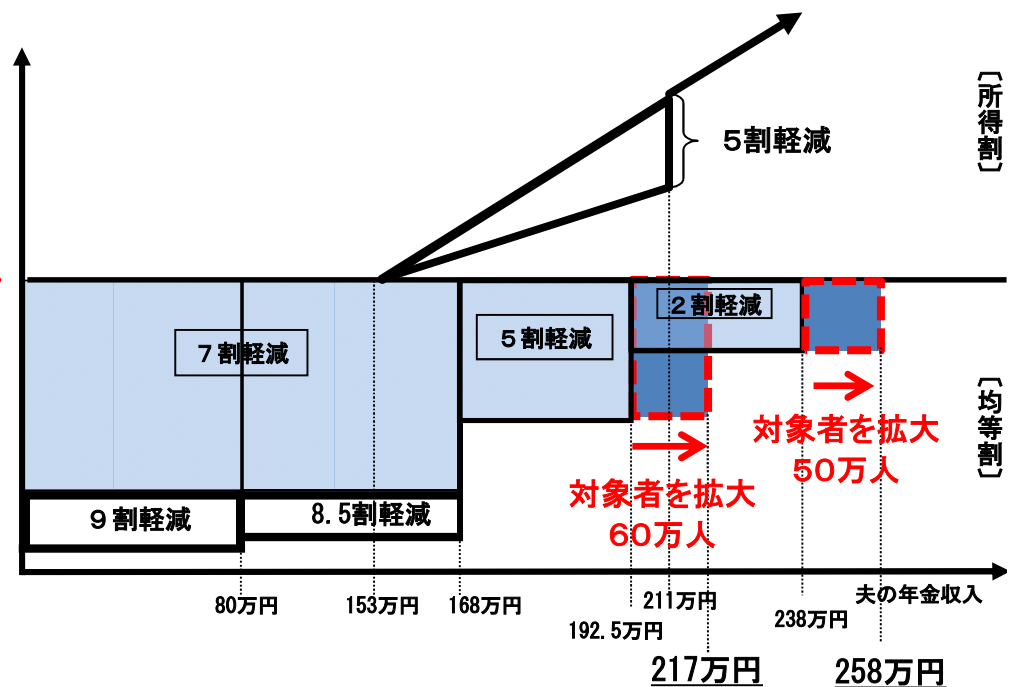
(改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 【年金収入 217万円以下】

※基準額は、いずれも国保と同じ。

【現行制度】



【改正後(案)】



・対象者数 110万人
・所要額 130億円

※夫婦世帯における夫の年金収入の例(妻の年金収入80万円以下の場合)

※対象者数は平成26年度推計。

※太枠は予算措置による保険料軽減特例措置(均等割9割・8.5割軽減、所得割5割軽減)。

2、保険料の賦課及び収納状況について

2、保険料の賦課及び収納状況について ①保険料軽減状況

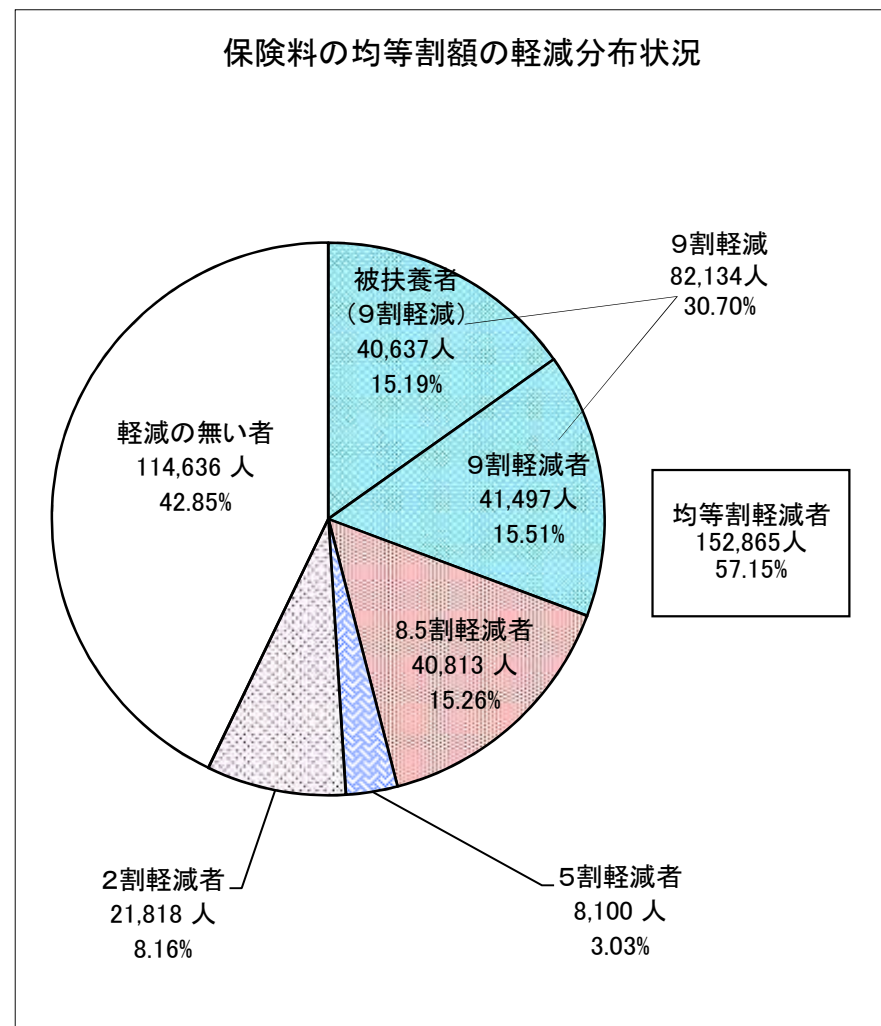
平成25年6月24日賦課決定保険料

(単位:円)

賦課内訳		被保険者数	算定賦課額	軽減金額	決定保険料額
所得割	限度額超過者	2,276人	8,629,311,789	(1,598,560,400)	8,629,311,789
	軽減なし	61,685人		—	
	5割軽減	27,751人	611,442,244	305,721,122	305,721,122
	計	91,712人	9,240,754,033	305,721,122	8,935,032,911
均等割	9割軽減	41,497人	1,687,682,990	1,518,914,691	168,768,299
	8.5割軽減	40,813人	1,659,864,710	1,410,905,410	248,959,300
	5割軽減	8,100人	329,427,000	164,713,500	164,713,500
	2割軽減	21,818人	887,338,060	177,467,612	709,870,448
	被扶養者(9割軽減)	40,637人	1,652,706,790	1,487,436,111	165,270,679
	小計	152,865人	6,217,019,550	4,759,437,324	1,457,582,226
	軽減なし	114,636人	4,662,246,120	—	4,662,246,120
	計	267,501人	10,879,265,670	4,759,437,324	6,119,828,346
合計			20,120,019,703	5,065,158,446	15,054,861,257
月割減額及び端数処理額(100円未満切捨て)			—	117,215,457	△117,215,457
総計			20,120,019,703	5,182,373,903	14,937,645,800

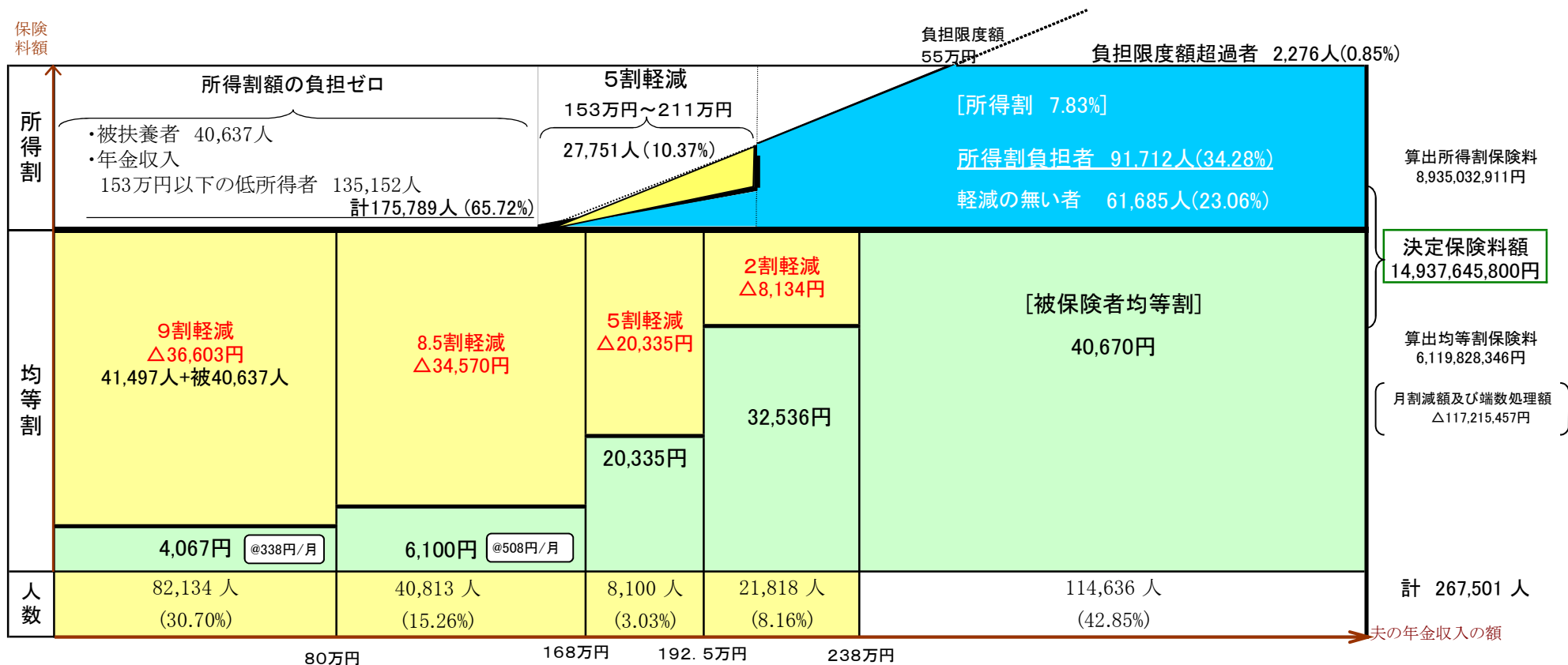
区分	H25.6.24	H24.6.25	比較
被保険者数	267,501人	260,943人	6,558人
決定保険料額	14,937,645円	14,573,206千円	364,439千円
1人当たり賦課額(軽減前)	75,214円	75,240円	△26円
1人当たり保険料(軽減後)	55,841円	55,848円	△7円

保険料の均等割額の軽減分布状況



2、保険料の賦課及び収納状況について ②軽減イメージ図

[年金収入でみた軽減イメージ(夫婦世帯の例 妻の年金収入80万円以下の場合)]



2、保険料の賦課及び収納状況について

③収納実績

ア【平成24年度の保険料収納実績 現年度分】

(単位：円、件)

現年度	特別徴収（年金から徴収）						
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
調定額 (A)	1,575,979,800	1,534,037,300	1,504,319,800	1,759,782,300	1,714,355,900	1,690,766,400	9,779,241,500
収納額 (B)	1,575,979,800	1,534,037,300	1,504,319,800	1,759,782,300	1,714,355,900	1,690,766,400	9,779,241,500
収納率 (B/A)	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
収納件数	207,249	202,245	199,070	216,385	213,646	210,623	1,249,218

(単位：円)

特別徴収＋普通徴収	
現年度	計
調定総額	14,884,988,300
収納総額	14,814,737,332
収納率	99.52%
予定収納率	99.40%

(単位：円、件)

現年度	普通徴収（納付書又は口座振替で納付）										
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	随時	合計
調定額 (A)	588,549,100	583,607,100	593,635,300	506,772,200	519,713,100	532,663,800	549,837,600	564,453,900	613,492,900	53,021,800	5,105,746,800
収納額 (B)	583,347,600	577,628,300	587,109,082	501,079,200	512,935,900	525,257,900	541,203,400	554,392,200	600,245,850	52,296,400	5,035,495,832
収納率 (B/A)	99.11%	98.97%	98.90%	98.87%	98.69%	98.60%	98.42%	98.21%	97.84%	98.63%	98.62%
調定件数	53,346	54,424	56,037	37,203	39,240	41,132	43,186	44,607	47,361	6,732	423,268
収納件数	52,670	53,722	55,272	36,717	38,507	40,310	42,296	43,614	46,099	6,641	415,848

イ【平成24年度の保険料収納実績 滞納繰越分】

(単位：円、件)

滞納繰越分	普通徴収（納付書又は口座振替で納付）				合計
	平成23年度分	平成22年度分	平成21年度分	平成20年度分	
調定額（A）	65,117,060	42,367,430	12,278,136	5,472,400	125,235,026
収納額（B）	30,845,120	13,547,330	3,495,246	757,700	48,645,396
収納率（B/A）	47.36%	31.97%	28.46%	13.84%	38.84%
調定件数	8,351	4,414	1,012	202	13,979
収納件数	4,491	1,645	369	75	6,580

ウ【県内市町村の収納率分布状況】

現年度分

収納率	市町村数	割合	累計割合
100%	4市町村	9.52%	9.52%
99.52%以上 100%未満	26市町村	61.90%	71.42%
99.40%以上 99.52%未満	2市町村	4.76%	76.19%
99.40%未満	10市町村	23.81%	100.00%

エ【徴収区分別収納率】

区分	収納率（H24）	収納率（H23）	収納率（H22）	収納率（H21）	収納率（H20）
特別徴収	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
普通徴収	98.62%	98.54%	98.22%	98.24%	97.71%
合計	99.52%	99.52%	99.40%	99.33%	99.19%
滞納繰越分	38.84%	40.80%	45.83%	56.82%	—

3、医療費適正化の取組みについて

3、医療費適正化の取組みについて

ア ぎふ・すこやか健診の実施

生活習慣病を早期に発見し、早期に治療していただくことにより、医療費の低減に資するため、被保険者を対象とした健康診査を関係市町村に委託して実施しました。また、受診券を全被保険者に送付した市町村には、事務費の追加助成（130円/人）を行い受診率の向上を図りました。

平成25年度も市町村に委託して被保険者の健康診査を実施しています。

実施方法	平成24年度				平成23年度			
	市町村数	受診者数(人)	受診率(%)	委託料(円)	市町村数	受診者数(人)	受診率(%)	委託料(円)
個別実施	35	42,161			34	39,782		
集団実施	16	4,480			16	4,352		
計	51	46,641	18.0	414,111,724	50	44,134	17.5	375,689,279

※ 実施方法が重複する市町村があるため、市町村数は県内市町村数と一致しない。

※ 受診率はH24.4.1及びH23.4.1現在の被保険者数を基に算出した。

イ 長寿・健康増進事業の実施

被保険者の健康の保持増進のため、市町村が積極的に取り組む事業に対して補助金を支払いました。肺炎球菌ワクチン接種費用の助成の周知を行ったことにより事業費が大幅に伸びました。また、広域連合で健康づくりに関するパンフレットを作成し各市町村に配布しました。

平成25年度においても、被保険者の健康増進のため市町村が取り組む事業に対し補助金を交付することとしています。

※成人用肺炎球菌ワクチンについては、平成26年度中に定期予防接種となる予定のため、平成26年度からは補助金の対象外となります。

	事業費	実施人数等	事業内容
高山市	802,244円	721人	ウォーキングやプールを利用したアクアピクス・水泳教室など
羽島市	1,397,900円	350人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
土岐市	1,775,459円	99人	人間ドック受診費用の助成
瑞穂市	54,000円	6人	人間ドック受診費用の助成
郡上市	520,000円	161人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
海津市	720,980円	181人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
岐南町	108,000円	27人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
笠松町	224,000円	56人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
養老町	458,515円	138人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成、健康に関するリーフレットの作成(4,000枚)など
垂井町	327,000円	109人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
関ヶ原町	54,000円	18人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
神戸町	44,000円	11人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
輪之内町	563,461円	366人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成、安八温泉利用券の助成など
揖斐川町	180,000円	77人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
大野町	165,000円	55人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
池田町	80,500円	23人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
坂祝町	150,000円	22人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
白川町	189,000円	63人	肺炎球菌ワクチン接種費用の助成
白川村	609,776円	128人	個別プログラムによる筋カトレニング
小計	8,423,835円	2,611人	
広域連合	637,560円		健康づくりに関するリーフレットの作成(63,000部)
計	9,061,395円		

ウ 医療費通知の実施

被保険者の健康や適正受診に対する意識向上による医療費の適正化を図るため、医療費のお知らせを被保険者に送付しています。

通知対象	全受診者				
通知項目	①受診年月 ②入院・通院・歯科・薬局の別 ③入院・通院の日数 ④医療費の総額 ⑤入院時食事療養費・生活療養費の回数 ⑥入院時食事療養費・生活療養費の総額 ⑦医療機関名	通知月及び 通知件数	平成23年9月発送	3月～ 5月診療分	232,344件
			平成24年1月発送	7月～ 9月診療分	233,670件
			平成24年9月発送	3月～ 5月診療分	238,684件
			平成25年2月発送	8月～10月診療分	240,712件
			平成25年8月発送	11月～ 4月診療分	250,150件
			平成26年2月発送予定	5月～10月診療分	

エ 健康相談保健指導の実施

被保険者の健康の健康管理への意識高揚及び医療費の適正化を図るため、重複・頻回受診者に対する訪問指導を市町村に委託して実施しています。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
委託先	4市（中津川市、瑞浪市、山県市、下呂市）	1市2町（下呂市、関ヶ原町、七宗町）	1市（美濃市）
訪問件数	実施中	10件	6件
事業費	実施中	87,500円	52,500円

オ 後発医薬品利用差額通知の実施

被保険者へ後発医薬品への切替を促し、被保険者負担の軽減と医療保険財政の改善を図るため、平成24年度から後発医薬品利用差額通知を被保険者に送付しています。

通知対象	先発医薬品との差額が 200円以上の被保険者	通知月及び 件数	平成25年 1月発送 10月診療分 平成25年 7月発送 4月診療分 平成25年 11月発送 8月診療分	効果	平成25年 1月発送分 切替率20.3% 削減額11,953,255円
			8,816件 9,948件 9,540件		

カ 不正請求への対応

医療費の不正請求への対応としましては、岐阜県国保連合会との緊密な連携、患者調査の実施、開設者への聞き取り調査等取り組みを強化していきます。

また、海外療養費の不正請求につきましても、市町村の協力を得て、支給審査の強化を図ります。